

表1

特定計量器検定手数料一覧表

令和7年4月1日施行

種 類		能 力	型式承認検定 手数料(円)	型式外検定 手数料(円)	経過措置に係る型式 外検定手数料(円)	その他手数料(円)		
長 さ 計	タクシーメーター		—	—	—	装置検査700円		
質 量 計	表2に記載	表2に記載	表2に記載	表2に記載	表2に記載	表2に記載		
温 度 計	ガラス製温度計 (ベックマン温度計お よび体温計を除く)	-5°C～105°C	60円	70円	—			
		-5°C～200°C	120円	120円				
	抵抗体温計	120円	—					
体 積 計	水道メーター	口径25mm以下	90円	積算式ガソリン 量器 上 記 以 外	最大指示量 50リットル以下	1,690円		
		口径25mm超40mm以下	200円					
		口径40mm超100mm以下	1,380円					
		口径100mm超	1,970円					
	燃料油メーター	使用最大流量1リットル 毎分以下	620円				最大指示量 50リットル超	2,200円
		最大指示量50リットル 以下(上記を除く)	1,690円				口 径 30ミリメートル以下	2,600円
		上記以外のもの	2,200円				口 径 30ミリメートル超	3,510円
	液化石油ガスメーター		7,000円				—	7,000円
圧 力 計	アネロイド型圧力計	50kPa以下	120円	—	120円			
		100kPa以下	510円	—	520円			
		100kPa超	960円	—	960円			
	アネロイド型血圧計		160円	電気式以外 160円	—			

注1 非自動はかりの最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)または表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)が、ひょう量の10,000分の1未満である場合にあっては、当該非自動はかりに係る手数料の金額は、この表に定める手数料の金額の2倍に相当する金額とする。

2 検出部が電気式の非自動はかりのうち、一の載せ台に対し、ひょう量または目量が異なる2以上の計量範囲を有するものにあつては、その最大ひょう量の手数料の額に、計量範囲が1増すごとに、当該額の5割に相当する額を加算した額とする。

3 知事が指定する場所以外の場所で検定を行う場合にあっては、当該検定に使用する検査用具の運搬に要する費用として知事が別に定める額および当該検定を行う職員1人につき1,250円を加算するものとする。

4 知事が指定する場所以外の場所で装置検査を行うときは、当該装置検査に使用する検査用具の運搬に要する費用として知事が別に定める額および当該装置検査を行う職員1人につき1,250円を加算するものとする。

特定計量器検定手数料(質量計)

計量法第84条第1項の規定による型式承認の表示のあるものの検定

計量器の種類	能力	手数料(一個につき)
(2) 棒はかりまたは光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛りがあるもの	ひょう量が10kg以下のもの	110円
	ひょう量が10kgを超えるもの	200円
(1) 検出部が電気式又は光電式のもの(ひょう量が1トン以下のものに限る。)	ひょう量が30kg以下のもの	1,100円
	ひょう量が30kgを超え100kg以下のもの	1,400円
	ひょう量が100kgを超え250kg以下のもの	1,800円
	ひょう量が250kgを超え500kg以下のもの	2,200円
	ひょう量が500kgを超えるもの	2,500円
(3) その他のもの	ひょう量が5kg以下のもの	150円
	ひょう量が5kgを超え20kg以下のもの	190円
	ひょう量が20kgを超え50kg以下のもの	260円
	ひょう量が50kgを超え100kg以下のもの	360円
	ひょう量が100kgを超え250kg以下のもの	540円
	ひょう量が250kgを超え500kg以下のもの	940円
	ひょう量が500kgを超え1トン以下のもの	1,550円
	ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの	2,500円
	ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの	6,400円
	ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの	8,000円
	ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの	11,900円
	ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの	14,800円
	ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの	19,700円
ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの	22,200円	
ひょう量が50トンを超えるもの	39,400円	
分銅	表す質量が200g以下のもの	20円
	表す質量が200gを超えるもの	220円
おもり	質量が5kg以下のもの	20円
	質量が5kgを超え20kg以下のもの	90円
	質量が20kgを超えるもの	290円

計量法第84条第1項の規定による型式承認表示のないものの検定

計量器の種類	能力	手数料(一個につき)
非自動はかり (機械式のもので、ばね式指示はかりおよび検出部が電気式のものを除く。)	ひょう量が5kg以下のもの	170円
	ひょう量が5kgを超え20kg以下のもの	210円
	ひょう量が20kgを超え50kg以下のもの	280円
	ひょう量が50kgを超え100kg以下のもの	370円
	ひょう量が100kgを超え250kg以下のもの	580円
	ひょう量が250kgを超え500kg以下のもの	1,050円
	ひょう量が500kgを超え1トン以下のもの	1,760円
	ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの	3,010円
	ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの	6,810円
	ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの	8,700円
	ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの	12,900円
分銅	ひょう量が20kgを超え30トン以下のもの	15,800円
	ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの	20,700円
	ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの	23,400円
	ひょう量が50トンを超えるもの	40,500円
	表す質量が200g以下のもの	20円
おもり	表す質量が200gを超えるもの	220円
	質量が5kg以下のもの	20円
	質量が5kgを超え20kg以下のもの	100円
	質量が20kgを超えるもの	300円

- 注1 非自動はかりの最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)または表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)が、ひょう量の10,000分の1未満である場合にあっては、当該非自動はかりに係る手数料の金額は、この表に定める手数料の金額の2倍に相当する金額とする。
- 2 検出部が電気式非自動はかりのうち、一の載せ台に対し、ひょう量または目量が異なる2以上の計量範囲を有するものにあつては、その最大ひょう量の手数料の額に、計量範囲が1増すごとに、当該額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 3 知事が指定する場所以外の場所で検定を行う場合にあっては、当該検定に使用する検査用具の運搬に要する費用として知事が別に定める額および当該検定を行う職員1人につき1,250円を加算するものとする。

● 計量法施行令附則第9条第1項および第2項に規定する特定計量器の検定(経過型式外検定) : 当該手数料該当なし